

基本的な考え方

- 児童生徒性暴力をはじめとする非違行為が増加しており、憂慮すべき事態となっている。
- 非違行為の背景や防止に向けた留意点等について注意喚起を行う。(校内研修で使用するリーフレットの作成等)
【メッセージの主な内容】
 - ・非違行為は、被害児童生徒や他の児童生徒の心を深く傷つけ、将来にわたって苦しめてしまう。
 - ・教職員は、自身の仕事への誇りや使命感を再確認し、自分や職場から非違行為を出さないための取組を考えてほしい。
 - ・同僚と互いに気軽に相談できる関係づくりに努め、気づいたことがあったら早めに管理職に相談をすること。
- 非違行為を自分ごととして捉えるための研修等の充実を図る。(研修への積極的な参加の呼びかけ、懲戒処分等の事例集の改訂等)



非違行為が起きた学校の状況

- 非違行為を行った職員
「きっとバレないから大丈夫だと思った。」
「LINEで相談に乗っているうちに垣根が低くなった。」
「家庭内不和や職場で認めてもらえないという思いがあった。」
「気がついたら自分でもやめられなくなっていた。」
- 非違行為が起きた学校の校長
「非違行為防止研修は、何回も行ってはいたが、職員と何気ない会話をすることができず、私的な生活面やストレスについて気づくことができなかった。」
「児童生徒・保護者、職員等多くの方の心を深く傷つけ、教職員及び学校教育に対する大きな不信を招き、地域の方々の信頼を損ねたことに忸怩たる思いでいる。」



アドバイザーからの助言

- 周囲から助けってもらえなかったり、がんばりを認めてくれないといった不満や孤立感・疎外感を抱えた職員のコントロールできなくなったストレスの発散先が、弱い立場の者へ向いたのではないか。
- 教職員のいらだちを聞いてもらえたり、つながりを持てたり、支えられている感じを持てるような環境があると良い。
- 上司と部下、同僚同士のコミュニケーションを良くし、風通しと見通しのよい職場づくりが大事である。

【対策の柱】非違行為防止を自分ごととして捉えるための研修等の充実

懲戒処分を受けた教職員の多くは、校内研修について「漫然と受けていた」「頭では理解していたが、自分の欲望や衝動を抑えられなかった」「研修の内容は当たり前だよなと思っていたが、なぜかこうなってしまった」などと述べており、自分ごととして捉えられるような取組が必要
校内研修によって、職員間で互いに信頼や親和性を高める雰囲気づくりや、一緒によりよい学校をつくっていこうという意識(チーム学校)を高める対話型の研修を多く取り入れる。

(1) 校内における同僚性を高めるためのワークショップ

- ・悩みを打ち明けられる仲間がいる安心感の醸成が主目的。対話を通して自己を認識し、他者を理解する力を養う。
- ・数人単位のグループで毎回、担当者を替え、担当者が決めたテーマで語り合うなど、全員が主体的に参加する意識を持つ。
- ・テーマは非違行為とは直接関係ない話題でも可(例:「みんなで取り組む働き方改革」「おすすめストレス解消法」など)

(2) 『非違行為の根絶に向けて』(懲戒処分等の事例集)の全面リニューアル

平成29年11月に改訂後、6年が経過し、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の制定や懲戒処分となる事案の内容など、状況が変化していることから、最近の傾向を踏まえた事例集に全面的に改訂するとともに、参考資料やトピックス等を追加し、各学校において校内研修に活用する。

(3) 非違行為が起きた学校現場を知る教職員からの体験の伝承

実際に子どもや保護者、同僚が悲しむ姿を見た職員から当時の様子を語ってもらい、非違行為が及ぼす影響の大きさと信頼回復の困難さを知る。

(4) 新規採用者、新任教頭・校長研修等におけるCAPプログラムの実施

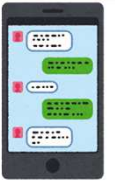


Point 1 私生活に困難を抱える教職員への対応

- (1) 借金・多重債務に関する相談ダイヤル
★長野県消費生活センター(北信、中信、南信、東信)
☆県弁護士会、司法書士会による無料法律相談など
- (2) アルコール、薬物等の依存症に関する相談ダイヤル
★長野県精神保健福祉センター(依存症相談拠点)
 - ・本人のほか、家族や関係者からの相談にも対応
 - ・治療を受ける場合の専門医療機関の紹介

Point 2 「思考の誤り」への対応

- (1) 適切な児童生徒との距離感の確保
 - ・密室を防ぐ環境の整備
 - ・複数の職員での対応
 - ・常に他者から見られている意識の醸成
- (2) 指導者としての資質能力の向上
 - ・恫喝や命令でなく、子どもが主体性に技能・体力を伸ばせられる指導を
 - ・カッとなった時でも冷静に対応できるアンガーマネジメントの向上
- (3) 県総合教育センター「教育相談」の活用
 - ・教科指導や生徒指導上の悩み、保護者対応などの悩みについて電話やメールで受付



Point 3 非違行為に対する認識を高める

- (1) ボディタッチはしない
 - ・危険回避や暴力の制止など、やむを得ない場合を除き、子どもの身体に触らない
 - ・夏でも服に隠れている部分は極力避ける
 - ・遊びやコミュニケーションであっても、子どもが身体接触を不快に感じたら、児童生徒性暴力となる場合があるので注意
- (2) セクハラ・パワハラ等に関する正しい認識
 - ・飲酒の席での言動には特に注意。
 - ・人権意識や社会観念は常に変わるもの
「前にも同じことを言ったから」大丈夫という感覚は危険
 - ・管理職は「感情に任せた言動≒パワハラ」の意識を持つこと
 - ・LGBTQに関する配慮不足が他者を傷つけている可能性も



非違行為防止に関する教職員向け研修教材

校内研修や、自主学習で活用できる非違行為防止のための研修動画や研修資料等が次のサイトにありますので、スマートフォンなどで繰り返し視聴し、意識を高めましょう。

○文部科学省ホームページ

児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について
「生徒の性被害を防ぐために私たちにできること」(動画2本)
「児童生徒への性加害にどう対応するか」(動画2本)



○長野県教育委員会ホームページ 信州教育の信頼回復に向けた取組

「自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書」
「非違行為の根絶に向けて～教え子や家族を悲しませないために～」など



被害に遭った児童生徒の苦しみは長く続きます

夜寝るのに時間が
かかるようになった。
目を閉じるのが怖い

あの時、嫌で
すと言えな
かった自分を
責めてしまう

友達が自分のこと
を噂している

試合に勝てな
かったのはおま
えが話したせい
だと言われた

生きている
のが辛い

事実と違う噂が
学校中に広まっ
て学校に行けな
くなった

先生が逮捕され
たのは私が
話したせいだ

大好きだった先生に
裏切られ、大人を信
じられなくなった

SNSに先生と
自分のことが
書かれている

学校のことを考
えると急に頭や
お腹が痛くなる

非違行為がもたらす影響

○法的責任

(1) 身分上の責任「懲戒処分」

懲戒処分には、免職、停職、減給又は戒告の4種類があります。

具体的な量定の決定に当たっては、それぞれの非違行為における標準的な量定を定めた「懲戒処分等の指針」に基づき、動機や故意・過失など様々な要素を総合的に考慮の上、判断します。

(2) 刑事上の責任

刑法などの罰則規定に該当した場合、懲役刑や禁固刑、罰金刑などの刑事罰が科せられます。禁固刑以上の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合は、法律の規定により失職となります。

(3) 民事上の責任

被害者に金銭的損害や精神的損害を与えた場合、損害賠償責任を負うこととなります。

○社会的・道義的責任

(1) 教職員全体の信用失墜

一人の教職員の非違行為が、長野県内約17,000人の教職員全体の信用を脅かすこととなります。

(2) 学校現場への影響

これまで先生を信頼してきた児童生徒は激しく動揺し、心に深い傷を負うほか、担任の変更など学校運営にも多大な影響を及ぼすことになることから、その影響は計り知れません。

○家族・生計への影響

(1) 家庭生活の崩壊

懲戒免職や逮捕された場合、原則として氏名等が公表されます。

近所からの目や非難の声に耐えられなくなり、離婚や一家離散に至るケースもあります。

(2) 教育現場からの分離「二度と教壇には立てない」

懲戒免職や失職となった場合、教員免許状は失効します。

また、児童生徒性暴力等により懲戒免職等とされた教員にあっては、その情報が国のデータベースに登録されるため、教員免許状の再授与や再び教壇に立つことは極めて困難となります。

(3) 生計の困難

懲戒免職や失職となった場合、原則として退職手当は支給されません。

免職以外の懲戒処分を受けた場合も、給料、期末勤勉手当、退職手当の全てに影響します。

非違行為の根絶に向けて ～その行動は誰に見られても大丈夫ですか?～

あなたとあなたの大切な人たちを守るために



教職員の皆さんへのメッセージ

教育は、教職員への信頼や学校への信頼があってこそ、成り立つものです。

学校は、子どもたちが安心して過ごせる場所であり、子どもたちの人権が尊重されるとともに、誰もが人権を持った存在であることを、きちんと学べる場所であることが必要です。

教職員は、子どもたちの育ちを支え、成長する姿に感動や喜びをもらえる尊い職業です。

その教職員による非違行為は、被害児童生徒や他の児童生徒の心を深く傷つけ、将来にわたって苦しめてしまうことにもなります。

教職員の皆さん一人ひとりが、自らの仕事に対する誇りや使命感を再確認し、自分や職場から非違行為を出さないためにはどうしたらよいか考えてください。

また、日ごろから、職場の仲間として同僚の様子も気にかけて、互いに気軽に相談できる関係を築いたり、気になったことがあれば早めに校長や教頭に相談してください。

県教育委員会は、強い意志を持って信州教育の信頼回復に向けたあらゆる取組を進め、教職員の皆さんとともに非違行為の根絶に努めていきます。

非違行為が起きた学校の状況

●非違行為を行った職員

「きっとバレないから大丈夫だと思った」
「LINEで相談に乗っているうちに垣根が低くなった」
「家庭内不和や職場で認められない思いがあった」
「気がついたら自分でもやめられなくなっていた」

●非違行為が起きた学校の校長

「非違行為防止研修は、何回も行っていたが、職員と何気ない会話をするのができず、私的な生活面やストレスについて気づくことができなかった」
「児童生徒・保護者、職員等多くの方の心を深く傷つけ、教職員及び学校教育に対する大きな不信を招き、地域の方々の信頼を損ねたことに忸怩たる思いでいる」

アドバイザーからの助言

○ 周囲から助けられなかったり、がんばりを認めてくれないといった不満や孤立感・疎外感を抱えた職員のコントロールできなくなったストレスの発散先が、弱い立場の者へ向いたのではないか。

○ 教職員のいらだちを聞いてもらえたり、つながりを持てたり、支えられている感じを持てる環境があると良い。

○ 上司と部下、同僚同士のコミュニケーションを良くし、風通しと見通しのよい職場づくりが大事である。

非違行為防止のために全ての教職員が取り組むこと

1 私生活に問題を抱えていたら

家庭内不和や多重債務、アルコールや薬物への依存、性の悩みなど、私生活に問題を抱え、自分自身を抑えきれなくなって、非違行為につながるケースが少なくありません。一人で抱え込まず、特に依存的になっている場合は、専門の機関に相談しましょう。

(1) 借金・多重債務に関する相談ダイヤル

★長野県消費生活センター（月～金 8:30～17:00）
（北信）026-217-0009 （南信）0265-24-8058
（中信）0263-40-3660 （東信）0268-27-8517

☆長野県司法書士会（司法書士による無料法律相談）
HP：<http://www.na-shiho.or.jp> ※相談日等要確認
専用電話 026-233-4110 月～金 12:00～14:00

☆長野県弁護士会（弁護士による無料法律相談）
HP：<http://www.nagaben.jp/index.php> ※相談日等要確認
電話無料ガイド 026-231-3031 平日13:15～14:45

☆法テラス長野
0570-078327（IP電話050-3383-5415） 平日9:00～17:00

(2) アルコール、薬物等の依存症に関する相談ダイヤル

★長野県精神保健福祉センター（依存症相談拠点）
026-266-0280 本人、家族、関係者からの相談に対応



2 教職員が陥りやすい「思考の誤り」を防ぐために

「この子を助けられるのは自分しかない」「相手が自分に好意を持っている」「勝つためには厳しい対応が必要」といった自分勝手な解釈で自らの行為を正当化し、児童生徒性暴力や体罰を行うケースが見られます。

児童生徒からの相談内容の職員間での共有、校内ルールの徹底や開かれた環境づくり、校内研修の充実に努め、子どもの立場に立った指導を心がけてください。

(1) 適切な児童生徒との距離感の確保 児童生徒との交際・「真の同意」はありません

- × 密室での1対1
- × 手を握る、肩に手を添える、抱きしめる
- × メールやSNSによる私的なやりとり
- × 無許可で自分の車に同乗させる

- ・他の人から見えない場所をなくすなど物理的環境の整備
- ・複数の職員での対応
- ・常に他者から見られている意識の醸成



(2) 指導者としての資質能力の向上

- ・恫喝や命令ではなく、子どもが主体的に技能・体力を伸ばせられる指導を。
- ・カッとなった時でも冷静に対応できるアンガーマネジメントの能力を高めてください。普段から声の大きさやトーンにも気を配りましょう。

(3) 教育に関する悩みは「教育相談」の活用も

- ・県総合教育センターでは、教科指導の方法や生徒指導上の諸問題、保護者対応、障がいのある子どもへの支援などについて、電話やメールで相談することができます。教育事務所にも相談できます。



3 非違行為に関する認識を高めよう

「昔は当たり前にあった」「自分も同じことを言われた」から大丈夫ではありません。ハラスメントは、児童生徒や同僚を傷つける重大な人権侵害です。人の想い、切なさ、苦しさを想像する力や共感力、人への敬意や思いやりが大切です。

(1) ボディタッチはしない

- ・危険回避や暴力の制止など、やむを得ない場合を除き、子どもの身体（特に、夏場でも服で隠れている部分）には触らないでください。
- ・鬼ごっこ、大根抜き、くすぐり、膝乗せ、だっこなど、遊びやコミュニケーションが目的だとしても、子どもが身体接触を不快に感じれば児童生徒性暴力の対象となる場合があります。



(2) セクハラ・パワハラ等に関する正しい認識を

- ・飲酒の席での言動に注意してください。「記憶がないほど酔っていた」「親しみを示したかった」「励ましたかった」としても触ってはいけません。
- ・新規採用者や教育実習生など立場の弱い人に対するハラスメントに注意！
- ・人権意識や社会観念は常に変わるもの。「以前も同じことを言ったから大丈夫」という認識は危険です。
- ・管理職はどんなときでも冷静に。「感情に任せたま言動=パワハラ」の意識を持ってください。
- ・LGBTQに関する軽率な発言が他者を傷つける場合があります。



4 「非違行為防止は自分ごと」の意識向上と研修への積極的な参加

懲戒処分を受けた教職員の多くは、校内研修について、「漫然と受けていた」「頭では理解していたが、自分の欲望や衝動を抑えられなかった」「研修の内容は当たり前だと思っていたが、なぜこうなってしまったのか」などと述べています。

学校では、職員間で互いに信頼や親和性を高める雰囲気づくりや、一緒によりよい学校をつくっていくという意識を高める対話型の研修を多く取り入れてください。

(1) 同僚性を高めるためのワークショップへの積極的な参加

- ・非違行為防止のために、自分にとってプレーキやストッパーになるもの何か、グループで語り合ってみましょう。
- ・悩みを打ち明けられる仲間がいる安心感が非違行為の抑止につながります。
- ・同僚の話に耳を傾け、自分の「思考の誤り」に気づく機会にもなります。
- ・数人単位のグループで毎回、担当者を替え、担当者が決めたテーマで語り合うなど、全員が主体的に参画する意識を持てるような工夫を行ってください。
- ・テーマは、非違行為とは関係ない話題でも構いません。

(2) 『非違行為の根絶に向けて』（事例集）により非違行為の実際を学ぶ

- ・平成26年3月に作成（平成29年11月改訂）した標記事例集を令和6年度に全面改訂のうえ送付する予定です。
- ・各学校においては、当該事例集を活用して校内研修を行い、非違行為を起こさない学校づくりに取り組んでください。
- ・セクハラ・パワハラ等に関する認識を高めましょう。
- ・非違行為が起きた学校を経験した教職員の皆さんは、校内研修等で当時の様子を語るなど、生徒・保護者・学校への影響を共有してください。

